

群馬大学オープンアクセスポリシー実施要領

令和4年4月13日
役員会決定

この要領は、「群馬大学オープンアクセスポリシー」（令和4年4月13日役員会決定、以下「ポリシー」という。）の実施に必要な事項を定める。

（趣旨）

1. 群馬大学（以下「本学」という。）は、「群馬大学基本理念」に基づき、本学において生産された研究成果を学内外に無償で公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

（1）オープンアクセスとは

オープンアクセスとは、学術雑誌論文等がインターネット経由で誰もが無料で閲覧可能な状態になっていることを指す。オープンアクセス化により、研究成果へのアクセスの平等が図られるだけでなく、研究成果の共有と再利用が進むことで、さらなる学術研究の発展やイノベーションの創出が促進されることなどが期待できる。

（2）オープンアクセスのメリット

研究成果のオープンアクセス化は、著者にとっても以下のようなメリットがある。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会を得られる。
- ・論文が引用される可能性が高まる。
- ・研究成果を社会に還元することができる。
- ・自分の研究成果をいつでも確認できる。

（3）オープンアクセスの種類

①グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリや研究者自身の Web サイトによるオープンアクセスの方法。登録・公開にあたって著者に費用負担がない一方、出版社のポリシーにより一定の条件が課されることがある。

②ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等、出版社・学協会等によるオープンアクセスの方法。出版時点から誰もが無料でアクセス可能になるが、多くの場合、著者は APC（Article Processing Charge）と呼ばれる費用を負担する必要がある。

なお、本ポリシーでは、本学構成員の研究成果を群馬大学リポジトリによって公開する、グリーン・オープンアクセスの姿勢を示している。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内の各学部等が発行する学術雑誌に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を群馬大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(1) 「教員」及び「研究成果」の範囲

本ポリシーの対象となる「教員」は、本学に在籍する常勤の教授、准教授、講師及び助教並びに公的資金を受け本学において研究活動を行っている名誉教授及び非常勤研究員とする。

本ポリシーの対象となる「研究成果」は、出版社、学協会、学内の各学部等が発行する学術雑誌に掲載された、学術雑誌論文及び紀要論文とする。査読の有無は問わない。

(2) 学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も、本ポリシーの対象となる。

(3) 他機関への異動

教員が本学在籍時にリポジトリに登録・公開した研究成果は、他機関へ異動した後も引き続き群馬大学リポジトリにて保存・公開する。

(4) 本ポリシーの対象外となる研究成果

本ポリシーの対象とならない教職員及び大学院生による研究成果等についても、リポジトリで公開することができる。詳細は、「群馬大学リポジトリ運用指針」を参照のこと。

(5) 公開方法

群馬大学リポジトリ以外にも、研究成果をオープンアクセスにする方法はあるが、本学が責任をもって研究成果を保存し、かつ恒久的なアクセスを保証するため、研究成果は群馬大学リポジトリによって公開する。

(6) 著作権

研究成果をリポジトリに登録することによって著作権が移転することはなく、登録前の著作権者が著作権を保持する。

(適用の例外)

- 3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(1) 著者（教員）の申出により非公開とする場合

リポジトリによる研究成果の公開が不適切であると教員が判断した場合、教員は、リポジトリへのコンテンツ登録申請手続き（申請書、Web フォーム）において、非公開の理由を付して申請することができる。

ただし、出版社がリポジトリへの登録を許諾していないことを総合情報メディアセンター（以下、「センター」という。）が確認した場合は、非公開申請の手続きをセンターにおいて代行する。

非公開の申請に基づき、総合情報メディアセンター運営委員会が当該研究成果の公開の可否を判断のうえ、申請者へ通知する。

「公開が不適切である」場合の例

- ・研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終版を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・共著者の許諾が得られない場合
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ・その他の理由による場合

(2) 著者（教員）の申出によらず非公開とする場合

捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動において不正行為があった場合等、学長の決定に従い当該研究成果を非公開とする。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシーは、本ポリシー策定後に公表された研究成果に適用する。なお、本ポリシー策定前に公表された研究成果の公開も推奨する。

本ポリシーは、策定日（令和4年4月13日）以降に出版された研究成果に適用する。ただし、本ポリシーが策定されるより前に公表された研究成果も、本学研究成果の保存の観点から、公開を推奨する。

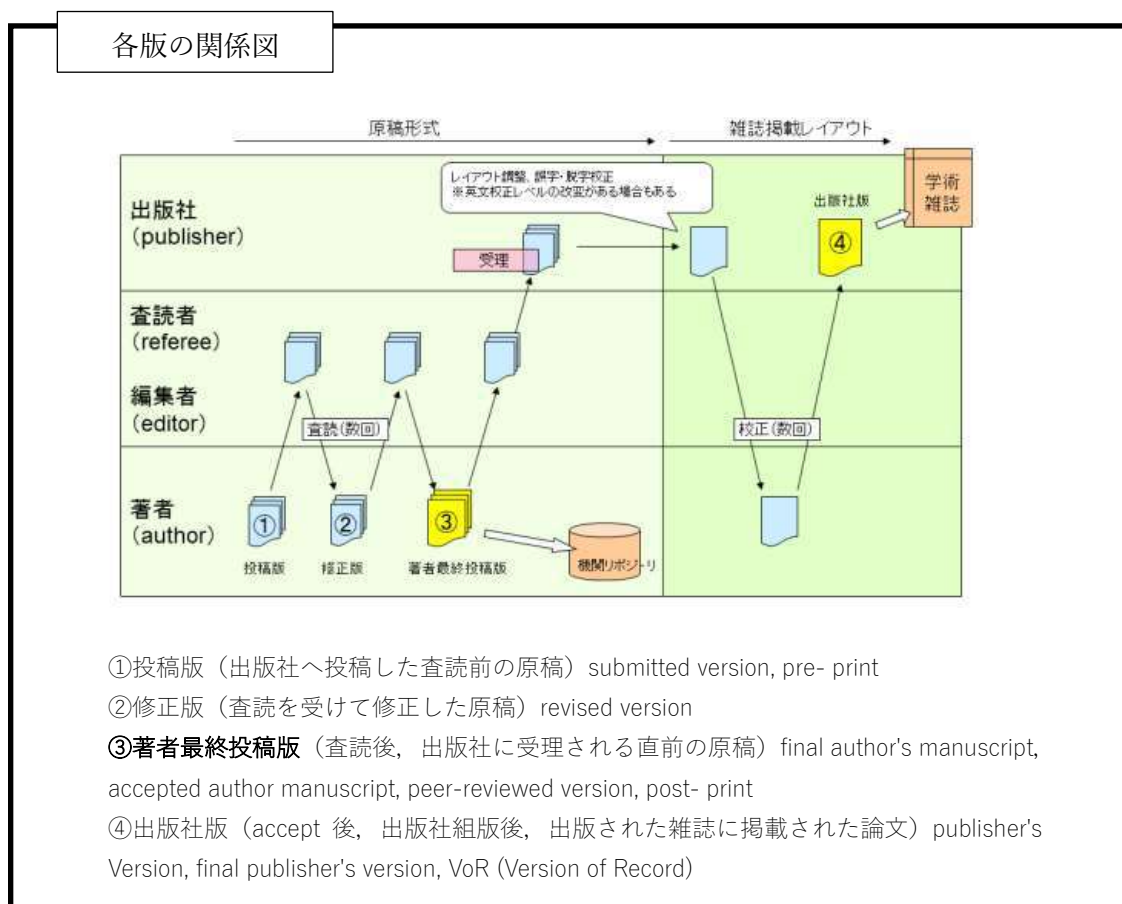
(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される適切な版（出版社版、著者最終稿等）を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に提出する。リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、「群馬大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) リポジトリ登録が許諾される適切な版

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌によって異なるため、出版社の著作権規程や著作権譲渡書などにより、次の事項を必ず確認すること。申請者が確認できない場合は、センター担当者が確認を行う。

- ・リポジトリでの公開可否
- ・リポジトリでの可能な原稿の版
- ・リポジトリでの公開禁止（エンバーゴ）期間
- ・出版社へのリンク、著作権表示などの条件



機関リポジトリ登録に対する出版社の著作権ポリシー等は以下の Web サイトで確認することができる。

- ・ SHERPA/RoMEO (海外出版社・学協会の場合)
<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo/>
- ・ 学協会著作権ポリシーデータベース SCPJ (国内学協会の場合)
<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>

(2) 共著者の同意確認

共著論文の場合、リポジトリ登録について必ず共著者全員の同意を得た上で研究成果を

提出する。なお、文書で同意を得る必要はない。

(3) 提供時期

教員は、研究成果公表後できるだけすみやかに、センターへリポジトリ登録申請（申請書、Web フォーム）を行う。なお、出版社のポリシーにより公開禁止（エンバargo）期間が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留する。

(4) 提出方法

教員は、リポジトリへのコンテンツ登録申請手続き（申請書、Web フォーム）によって、掲載情報と研究成果の電子ファイル（PDF）を提出する。

なお、各学部等が発行する紀要等の出版物については、各学部等の依頼に基づき、センターが一括登録し、教員からの申請は不要とする。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、総合情報メディアセンター運営委員会で協議して定める。

本ポリシーの実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、総合情報メディアセンター運営委員会で協議することとする。